

# 平成19年度事業計画

## 【 基本方針 】

県の復興計画や市町村の復旧状況とも連動して、被災者及び被災地域の着実な復旧・復興を支援するため、住宅再建や生業再建など被災者の生活再建を始めとした、震災により被災した施設復旧などの総仕上げと、復興のスタートラインに立った新たな支援策を展開をすることにより、被災者が一日も早く震災前の生活を取り戻すとともに、被災地域がこれまで以上に持続的発展が図られるよう、これまでに事業化したメニューのほか、集落や地域の機能維持の増進、復興に向けた自立的取組などへの支援に向け、次の事業を行う。

### 1 被災者の生活の安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業

#### (1) 被災者生活支援対策事業

生活支援相談員の設置、こころのケア・健康サポートなどにより帰村高齢者等要支援者に対する見守りや、被災者のこころのケアなど健康不安の解消を図るとともに、地域コミュニティの維持再生に向けた、中核施設である集会所等共用施設の復旧、集落活性化のための地域おこし、福祉・医療基盤の再建等への補助により、被災者の生活安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する。

#### (2) 雇用対策事業

被災地域緊急雇用、被災者特別訓練受講手当支援などにより、被災地における雇用の維持を図るとともに、被災者や失業者等に対する臨時的就労の場を提供や、建設事業従事者等の復興特需後の雇用対策などの実施により、被災者等の生活再建を支援する。

### 2 被災者の住宅の再建等住宅の復興を支援する事業

#### 被災者住宅支援対策事業

応急仮設住宅入居者全ての退去が完結できるよう、これまでに実施を決定している、不動産活用型融資制度（リバースモーゲージ）や中山間地型復興住宅建設補助、公営住宅・民間賃貸住宅の家賃補助などの住宅再建総合対策により、被災者の住宅再建を重点的に支援する。

### 3 被害を受けた中小企業者及び農林水産業者の事業再開等産業の復興を支援する事業

#### (1) 産業対策事業

被災中小企業者等の事業再開や経営継続のための資金借入に対する利子補給や事業所解体撤去等への支援を継続するとともに、地域経済の活性化を図るため、売上回復対策等に支援する。

( 2 ) 農林水産業対策事業

被災農地の全てで作付けができるよう、農地等の復旧を面的に整備する「緊急手づくり田直し等総合支援」を重点的に進めるとともに、生産施設・機械設備等の復旧への補助、経営再建のための家畜導入等を支援することにより、営農の継続及び中山間地農業の再生を支援する。

( 3 ) 観光対策事業

震災の風評被害により大幅に落ち込んだ観光客を回復するための各種取り組みを継続する中、特に甚大な被害を受けた地域の観光対策を重点的に実施することにより、被災地域の活性化と本県観光の復興を支援する。

4 被害を受けた私立学校の再建等教育・文化の復興を支援する事業  
教育・文化対策事業

被災児童・生徒のこころのケアや重要無形民俗文化財「牛の角突きの習俗」の保存・復興支援を継続するとともに、私立学校の復興支援、地域の文化財等の復旧及び保全を支援する。

5 その他目的を達成するために必要な事業

地域特性を活かした復興プランづくりや、復興に向け学術機関等と連携した被災地域の再生と自立的復興を促進するため、地域復興デザイン策定や、復興調査・研究活動などを支援する。